

## 横浜みなと博物館 所蔵資料撮影・模写等に関する要綱

制 定 令和2年3月31日

(目的)

第1条 本要綱は横浜みなと博物館（以下「博物館」という。）で所蔵する資料の使用（撮影、模写等）について横浜市港湾施設条例（以下「条例」という。）第4条の許可基準を定め、博物館の運営・公開を円滑に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 所蔵資料とは博物館及び館外収蔵施設で保管又は展示している資料等をいう。

(許可の対象)

第3条 所蔵資料について学術研究等のため撮影、模写、閲覧等をする場合には、理事長の許可を要する。

(利用条件)

第4条 撮影・模写等の許可にあたっては、次の各号の条件を付する。

- (1) 申請者は学術研究等又は館外貸出の事前調査を目的とするものとする。
- (2) 寄託資料の撮影・模写等は基本的に許可しない。
- (3) 横浜市所蔵の柳原良平作品・資料の撮影・模写等については、横浜市の許可を取得する。
- (4) 横浜市所蔵の国指定重要文化財である帆船日本丸附資料については、資料によっては横浜市の許可を取得する。
- (5) 利用の目的に照らして原資料の利用が不要な場合には画像データでの閲覧とする。
- (6) 資料の状態や整理状況により、利用できないことがある。
- (7) 利用の目的が、公益財団法人帆船日本丸記念財団のイメージを損ねるなどの不利益が予想される場合は利用できない。

(利用場所)

第5条 撮影、模写、閲覧等は原則として博物館内で行う。但し、館外貸出の事前調査のための撮影、模写、閲覧等については館外収蔵施設で行う場合もある。

(利用料)

- 第6条 学術研究等のための資料の撮影、模写等は条例第24条第2項に基づき、資料1点1日につき2,000円を徴収する。ただし、閲覧のみの場合や、館外貸出の事前調査のための撮影・模写等については、利用料を徴収しない。
- 2 保管場所から利用場所まで、資料の輸送にかかる経費は申請者が別途実費負担する。
  - 3 館外収蔵施設で撮影、模写、閲覧等を行う場合は学芸員の同行を必要とするため、申請者が博物館から館外収蔵施設までの交通手段を手配する。その場合に発生する費用はすべて申請者が負担する。

(申請手続き)

第7条 申請者は事前に電話等にて資料の所蔵の有無等を確認する。

- 2 所蔵資料撮影・模写等許可申請書に企画書、団体概要（2年以内に申請許可を得ている団体については不要）を添えて博物館に提出する。郵送で提出する場合

は、返信用封筒（切手添付）を同封すること。

3 申請の可否は、提出された書類等を基に許可基準に基づいて審査し判断する。

4 許可後、申請者は博物館学芸員と撮影・模写等について日程調整等を行うこととする。

（順守事項）

第8条 利用にあたっては、博物館学芸員の指示に従い、適切に資料を扱うこととする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。